

千葉市公園等活用事業者選定委員会設置条例をここに公布する。

平成25年3月19日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第21号

千葉市公園等活用事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市公園等活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公園、緑地、広場その他市長が別に定める場所（以下この号において「公園等」という。）において、賑わいを創出し、かつ、当該公園等を市民に親しまれるものとするための民間事業（次号において「公園等活用事業」という。）を実施することに関し、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

ア 民間事業者の募集に関する事項

イ 民間事業者の選定に係る基準に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 公園等活用事業に係る業務の企画提案書の審査及び評価を行い、その結果を市長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項に関し前条第1号に規定する調査審議をさせ、並びに同条第2号に規定する審査及び評価をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する前条第1

号に規定する調査審議並びに同条第2号に規定する審査及び評価が終了したときは、解任されるものとする。

- 7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。